

東京大学アイソトープ総合センター特任助教
(生化学、分子生物学、核酸創薬、放射線創薬、および関連分野)

●求人内容

[機関の説明（募集の背景、機関の詳細、プロジェクトの説明等）]

東京大学アイソトープ総合センターの秋光研究室では、RNA 分子に関する基礎的な研究成果 (Mol. Cell 2014; EMBO J. 2018; Genome Res. 2012, 2017, 2020; Cell Rep. 2020; Nature Cell Biol. 2021; Nature Comm. 2024) および放射線創薬に関する研究成果 (Nuc. Med Biol; 2022a, b) を元に、核酸創薬と放射線創薬の融合に関する基礎と応用研究を進めています。例えば、核酸アプタマーを使った放射線イメージング研究などを予定しています。この研究を推進するため、特任助教を募集します。生化学、放射化学、無機化学、核酸創薬、あるいは放射線創薬研究の経験者を求めていきます。

[勤務地住所等]

〒113-0032

東京都文京区弥生 2-11-16

[募集人員（職名・採用人数等）]

特任助教 1 名

[着任時期]

2025 年 8 月 1 日以降のなるべく早い時期

●勤務形態

常勤（任期あり：着任日から 2026 年 3 月 31 日まで）

年度毎の更新については、予算の状況、プロジェクト存続の状況、勤務成績等を考慮し、更新の可否を行います。

●応募資格

採用時に博士号の取得をしている、もしくはそれに準じた業績がある方。誠実で、意欲と協調性を持って研究に取り組む方。研究室には留学生が所属するため英語で基本的なコミュニケーションができる方。放射性物質あるいは実験動物（マウス）を取り扱える方（取り扱い経験が無い場合、取り扱う意欲のある方）。

●待遇

就業時間：週 5 日（月～金）、専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。休日は土・日曜日、祝日法に基づく祝日、年末年始（12/29 ~1/3）、年次有給休暇（就業規則に基づき付与）

試用期間：採用された日から 14 日間

給与：経歴等により大学規定に従って決定する。年俸の目安は 440 万円から 500 万円
通勤手当：支給要件を満たしている場合、本学規定により算出した額を支給
(原則月額 55,000 円まで)

社会保険等：文部科学省共済組合、雇用保険に加入

また、東京大学の規定に関しては下記の HP を参照してください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokujij.html

●募集期間：2025 年 7 月 31 日（木）までに必着。

なお、適任者が見つかり次第、募集を早期終了する場合がある。

●応募書類：

(1) 履歴書（写真添付）

東京大学統一履歴書を以下の URL からダウンロードし作成すること

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

(2) 業績リスト（原著論文、招待講演、学会発表、受賞等）

(3) 主要な原著論文 3 編別刷（コピー可）

(4) これまでの研究概要（A4 用紙 1 枚、2000 字程度、どのような実験技術を有するかも説明してください）

(5) 採用された場合に実施する研究に関する計画と抱負（A4 用紙 1 枚、2000 字程度）

(6) これまでの研究費獲得状況

(7) 意見を伺える方 2 名までの氏名、所属、連絡先

(8) 日中連絡を取ることができるメールアドレス、電話番号

(9) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（以下からダウンロードし作成すること）

[【様式】申告書.docx](#)

*提出書類は返却しません。

*応募に際して取得した情報は、選考目的以外には一切使用いたしません。

*応募書類は、下記連絡先宛に、封筒に「特任助教応募書類在中」と朱書きの上、記録の残る方法で郵送をお願いします。

●選考内容：書類選考の上、必要に応じて面接を行い、結果を本人に通知します。面接の場合の交通費・宿泊費等は支給しません。

●連絡先：〒113-0032 東京都文京区弥生 2-11-16

東京大学アイソトープ総合センター 秋光信佳

TEL 03-5841-3057

akimitsu@ric.u-tokyo.ac.jp

ホームページ：<https://akimitsu.ric.u-tokyo.ac.jp/>

- 募集者名称：国立大学法人東京大学アイソトープ総合センター
- 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
- その他：採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。